

農業保険掛金等市町村助成の実施状況

令和8年5月1日現在

支所名	市町村名	事業名	助成内容
津軽支所	青森市	収入保険	保険料の10分の3
	平内町	収入保険	保険料の10%
	蓬田村	収入保険	保険料の20%
	鱒ヶ沢町	果樹共済	掛金の15%(りんご)
		収入保険	保険料の10%(上限10万円)
	深浦町	収入保険	新規加入者=保険料の20%(上限5万円)
	板柳町	果樹共済	掛金の30%総合(りんご、ぶどう)
		収入保険	新規加入者=保険料の100分の50、継続加入者=保険料の100分の30
鶴田町	果樹共済	掛金の30%総合(りんご)、掛金の25%総合(ぶどう)	
	収入保険	新規加入者=保険料の100分の50、継続加入者=保険料の100分の30	
中泊町	収入保険	保険料の10%(上限10万円)	
ひろさき支所	弘前市	収入保険	新規加入者=保険料の50%以内
	黒石市	果樹共済	掛金+賦課金の100分の30(りんご、ぶどう、もも)
		収入保険	保険料+付加保険料の30%
	平川市	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合(りんご)
		収入保険	保険料の30%
	西目屋村	果樹共済	掛金の30%総合(りんご)
		収入保険	保険料の50%
	藤崎町	果樹共済	掛金+賦課金の30%総合(りんご、ぶどう、もも)
		収入保険	保険料の30%
	大鰐町	果樹共済	掛金+賦課金の10%総合(りんご)
園芸施設共済		掛金+賦課金の25%	
収入保険		保険料+付加保険料の30%	
田舎館村	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合(りんご)	
	園芸施設共済	掛金+賦課金の25%	
	収入保険	保険料の30%	
南部支所	八戸市	収入保険	保険料+付加保険料の1/3(1回限り)
	十和田市	収入保険	保険料+付加保険料の1/2(上限10万円、1回限り)
	三沢市	収入保険	新規加入者=付加保険料の100%(上限6万円)
	三戸町	収入保険	新規加入者=保険料+付加保険料の1/4(上限2万円)
	野辺地町	収入保険	新規加入者=保険料+付加保険料の1/2
	七戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50%(1回限り)
	横浜町	水稻共済	掛金+賦課金(上限1万円)
		収入保険	保険料+付加保険料の35%以内
	六ヶ所村	収入保険	保険料+付加保険料の50%以内(上限50万円)
	おいらせ町	収入保険	保険料+付加保険料の50%以内(上限10万円、1回限り)
	東通村	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内
	五戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50%(上限50万円)
	田子町	収入保険	1年目(保険料+付加保険料1/4以内、上限3万円) 2年目(保険料+付加保険料3/20以内、上限2万円)
	南部町	収入保険	保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額
	新郷村	収入保険	新規加入者=保険料+付加保険料の25%以内(上限5万円)
階上町	収入保険	保険料の1/4(上限6万円、1回限り)	
実施市町村数			収入保険:30 果樹共済:9 水稻共済:1 園芸施設共済:2